

令和4年度（2022年度）アスベスト除去等整備事業費補助金交付要綱

（目的）

- 1 アスベスト等が損傷、劣化等により、ばく露の恐れのある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等（以下「除去等」という。）の措置を推進することを目的として、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成21年3月30日厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知の別紙）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

（補助事業者等）

- 2 この事業の事業者は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者のうちアスベスト等のばく露のおそれがある場所を有する病院の開設者とする。
（但し、普通地方公共団体、特別地方公共団体、一般地方独立行政法人、特定地方独立行政法人を除く。）

（補助対象経費）

- 3 この補助金の対象経費は、別表の第2欄に掲げる経費とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。
 - （1）土地の取得又は整地に要する費用
 - （2）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
 - （3）設計その他工事に伴う事務に要する費用
 - （4）既存建物の買収に要する費用
 - （5）その他の整備費として適当と認められない費用

（補助金交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - （1）別表の第1欄に定める基準額と第2欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - （2）（1）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第3欄の補助率を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

（補助金の交付申請）

- 5 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下「保福第○号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。
 - （1）事業計画書（保福第1の2号様式）
 - （2）補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
 - （3）経費の配分調書（保福第1の18号様式）
 - （4）事業予算書（保福第1の20号様式）
 - （5）事業計画書（保福第467号様式）
 - （6）工事仕様書
 - （7）工事設計図

- (8) 工事仕訳書
- (9) その他参考となるべき書類

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
 - (1) 北海道補助金等交付規則、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
 - (2) 補助事業等の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所（設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途（機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - (3) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
 - (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
 - (7) (6) の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
 - (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
 - (9) 補助事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならない。
 - (10) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
 - (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第1号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を道に返還しなければならない。
 - (12) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
 - (13) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても

善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (14) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号に定める期間）を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (15) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。
- (16) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (17) 補助事業を行うために締結する契約については、競争入札に付するなど知事が行う契約手続きに準拠しなければならない。
- (18) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (19) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - エ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (20) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (21) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (22) (5) の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (23) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基

づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(補助金の交付)

7 補助金は、規則第15条の規定により補助金の額の確定後において交付するものとする。

(補助金の交付決定内容等の変更)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書(保福第1の21号様式)に5の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(状況報告等)

9 この補助金の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員に調査をさせることができるものとする。

(工事完成届)

10 補助事業に係る建設工事が完了したときは、速やかに工事完成届(保福第1の27号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

11 規則第14条の規定により、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書(保福第1の28号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(保福第1の2号様式)

(2) 補助金等精算書(保福第1の30号様式)

(3) 事業精算書(保福第1の31号様式)

(4) 事業実績書(保福第467号様式)

(5) 契約書の写し

(6) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真

(7) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図

(各室の用途を示すこと。)

(8) 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書

(9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定による竣工検査書の写し

(10) その他参考となるべき書類

別表

1 基準額	2 補助対象経費	3 補助率
1㎡当たり46,400円 ×アスベスト等の除去等を行 う壁等の延面積	アスベスト等の除去等に要する工 事費又は工事請負費	0.3135